

入札説明書

電子マニフェストシステム操作マニュアル作成業務

[最低価格落札方式]

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘 一 郎

はじめに

本「電子マニフェストシステム操作マニュアル作成業務」の入札等については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「当センター」という。）の規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 荘一郎

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 電子マニフェストシステム操作マニュアル作成業務
- (2) 特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年8月31日
- (4) 納入期限等 令和5年8月31日
- (5) 納入場所 仕様書による
- (6) 入札方法

落札者は、最低価格落札方式により決定する。

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に10%に相当する額を加算した金額を様式1で示す入札書に記載して提出しなければならない。

- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

以下に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされている者であること又は当センターがこれと同等であると認めた者。
- (3) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 令和5年2月8日（水）10時00分
- (2) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、別紙様式 3 による書面をメールにて提出すること。

ア. 提出期限 : 令和 5 年 2 月 10 日 (金) 12 時 00 分まで

イ. メールアドレス : info-bid@jwnet.or.jp

(2) (1)の質問に対する回答は、令和 5 年 2 月 15 日 (水) 17 時までにメールにより行う。

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和 5 年 2 月 17 日 (金) 11 時 00 分

場所 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麴町スクエア 7 階

(2) 入札書の提出方法

1) 様式 1 に定める書面、その明細 (仕様書 4 の各項目の作成ページ単価等) 及び競争参加資格に定める公的な資格や認証等の取得を証明する書類の写し又はこれと同等であると証明する書類 1 部を (1) に指定する日時及び場所に提出すること。

2) 入札書は、封筒に入れ封印し提出すること。

(3) 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式 2 による委任状を持参しなければならない。

(4) 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合

開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、入札金額が予定価格の制限の範囲内に達する又は入札者がいなくなるまで繰り返し入札を行う。

7. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 代理人が委任状を持参しない代理人による入札
- ③ 入札において記名押印 (外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。) を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- ⑧ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

8. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

9. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、上記各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とすることがある。

10. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

11. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

12. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、当センターホームページで公表するものとする。

◎ 添付資料

別紙 暴力団排除に関する誓約事項

様式 1～3

別添 契約書（案）